

# 労災保険給付に関する支給制限及び費用徴収事例集

平成14年3月

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課

労災保険給付に関する支給制限及び費用徴収事例集

【目次】

I 労災保険給付に関する支給制限制度

1 関係条文	-----	3
2 支給制限の規定の意義	-----	3
3 支給制限の事由	-----	3
4 支給制限の運用	-----	3

II 労災保険給付に関する支給制限事例

1 労働者の故意による事故（第1項）



2 労働者の故意の犯罪行為若しくは重大な過失による事故（第2項前段）



3 労働者が正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたとき（第2項後段）

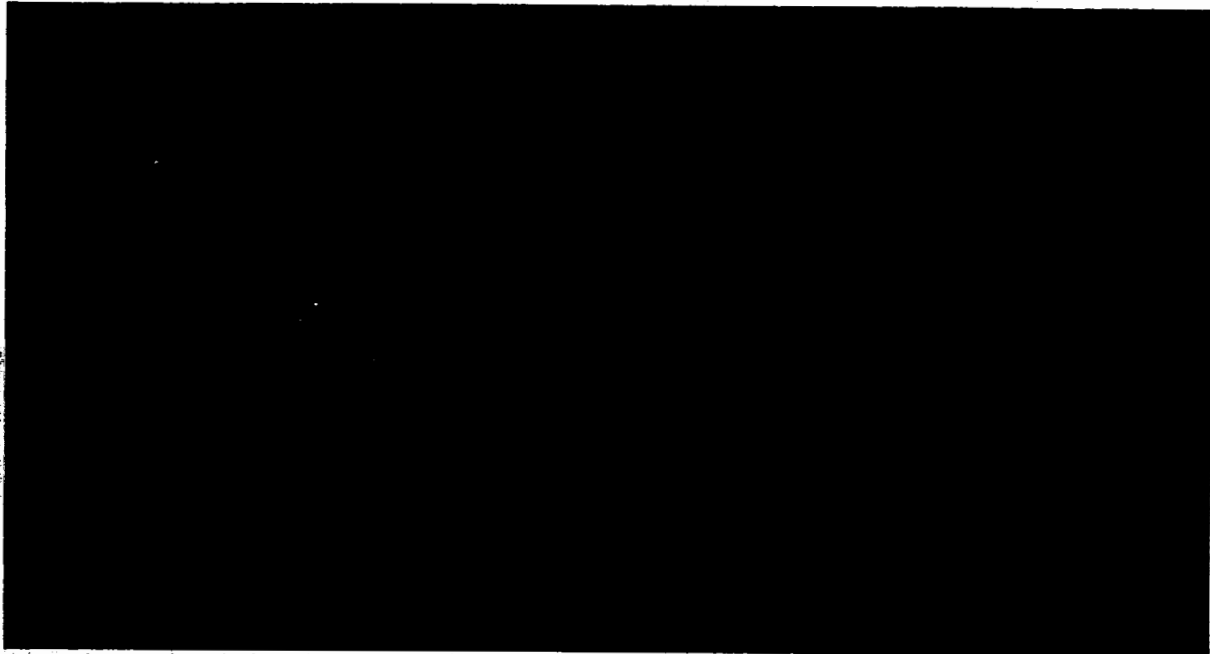


III 労災保険給付に関する費用徴収制度

1 関係条文	-----	14
2 費用徴収の規定の意義	-----	14
3 費用徴収の運用	-----	14

#### IV 労災保険給付に関する費用徴収事例

- 1 法令に危険防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき



- 2 法令に危険防止のための直接的措置が規定されているが、その規定する措置が具体性に欠けている場合に、事業主が監督行政庁より具体的措置について指示を受け、その措置を講ずることを怠ったために事故を発生させたと認められるとき



はなく、直接の法違反による災害ではない例>

- 3 法令に危害防止のための措置が規定されていないが、事故発生の危険が明白かつ急迫であるため、事業主が監督行政庁より直接的かつ具体的な措置について指示を受け、その措置を講ずることを怠ったために事故を発生させたと認められるとき

#### V 参考(本事例集の支給制限及び費用徴収事例の要点) ----- 23

## I 労災保険給付に関する支給制限制度

### 1 関係条文

【労働者災害補償保険法第12条の2の2〔支給制限〕】

- ① 労働者が、故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となった事故を生じさせたときは、政府は、保険給付を行わない。
- ② 労働者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、政府は、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

### 2 支給制限の規定の意義（昭40. 7. 31基発第906号）

労災保険法第12条の2の2第1項の規定は、業務上とならない事故について確認的に定めたものであって、労働基準法第78条の規定で、結果の発生を意図した故意によって事故を発生させたときは当然業務外とし、重大な過失による事故のみについて定めていることと対応するものである。

したがって、被災労働者が結果の発生を認容していても業務（通勤）との因果関係が認められる事故については、同項の適用がないのはいうまでもない。

また、同条第2項の「故意の犯罪行為」とは、事故の発生を意図した故意はないが、その原因となる犯罪行為が故意によるものであることをいう。この場合には必ずしも業務外になるとは限らないから、同条第1項の「故意」による事故発生と混同すべきではない。

### 3 支給制限の事由

支給制限は、労災保険法第12条の2の2の規定によって次の場合に行う。

- (1) 労働者が故意に事故を生じさせたとき（第1項）
- (2) 労働者の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により事故を生じさせたとき（第2項前段）
- (3) 労働者が正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたとき（第2項後段）

### 4 支給制限の運用（昭40. 7. 31基発第906号、昭52. 3. 30基発第192号）

#### (1) 第1項関係

第1項の規定は、被災労働者に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となった事故の発生について、意図した故意がある場合について適用すること。

なお、故意とは、自分の行為が一定の結果を生ずべきことを認識し、かつ、この結果を生ずることを認容することをいうこと。ただし、被災労働者が結果の発生を認容していても業務との因果関係が認められる事故については適用しないこと。

#### (2) 第2項前段関係

イ 第2項前段の規定は、事故発生の直接の原因となった行為が、法令（労働基準

法、鉱山保安法、道路交通法等)上の危害防止に関する規定で罰則の附されているものに違反すると認められる場合について適用すること。

ロ 第2項前段の規定による支給制限は、次により行うこと。

(イ) 支給制限の対象となる保険給付

当該労働者の傷病に係る休業(補償)給付(療養の開始後3年を経過する月までの分の傷病(補償)年金を含む。)及び障害(補償)給付(再発に係るものを除く。)

(ロ) 支給制限の期間

支給事由の存する間(障害(補償)年金については、当該障害の原因となった傷病について療養を開始した日の翌日から起算して、3年以内の期間)

(ハ) 支給制限の率

保険給付の都度所定給付額の30%

(3) 第2項後段関係

イ 第2項後段の規定は、労働者に適正な療養を受けさせることを目的とするものであるから、その適用に当たっては、労働者の療養指導に重点をおき、いたずらにその権利を害することのないよう特に慎重を期することとし、次の各号に該当する場合に適用すること。

(イ) 療養中の労働者が、診療を受けて医療機関又は所轄監督署長の療養に関する指示に従わないこと。

a 「医療機関の療養に関する指示」は、療養担当者が、当該労働者に対し療養に関する具体的指示を行ったことが診療記録等から明らかに認められる場合をいうものである。

b 「所轄監督署長の療養に関する指示」は、所轄監督署長が当該労働者に対し、文書で具体的に指示を行った場合をいうものであること。

(ロ) 療養の指示に従わないことにつき、正当な理由がないこと。

「正当な理由」とは、そのような事情があれば誰しものが療養の指示に従うことができなかつたであろうと認められる場合をいい、労働者の単なる主観的事情は含まないものであること。

(ハ) 療養の指示に従わないため、当該傷病の程度を増進させ又は回復を妨げたことが、医学上明らかに認められること。

ロ 第2項後段の決定による支給制限は、次により行うこと。

(イ) 支給制限の対象となる保険給付

当該傷病に係る休業(補償)給付及び傷病(補償)年金

(ロ) 支給制限の率

当該傷病の程度を増悪させ、又は回復を妨げた事案1件につき休業(補償)給付の10日分又は傷病(補償)年金の365分の10(所轄監督署長が当該傷病の程度を増悪させ、又は回復を妨げたと認めた日以後10日未済で支給事由が消滅するものについては、支給事由が消滅するまでの日数分。当該労働者が、休業(補償)給付について既に第2項前段の規定による支給制限を受けている場合は、支給制限により減額された休業(補償)給付の10日分)相当額。

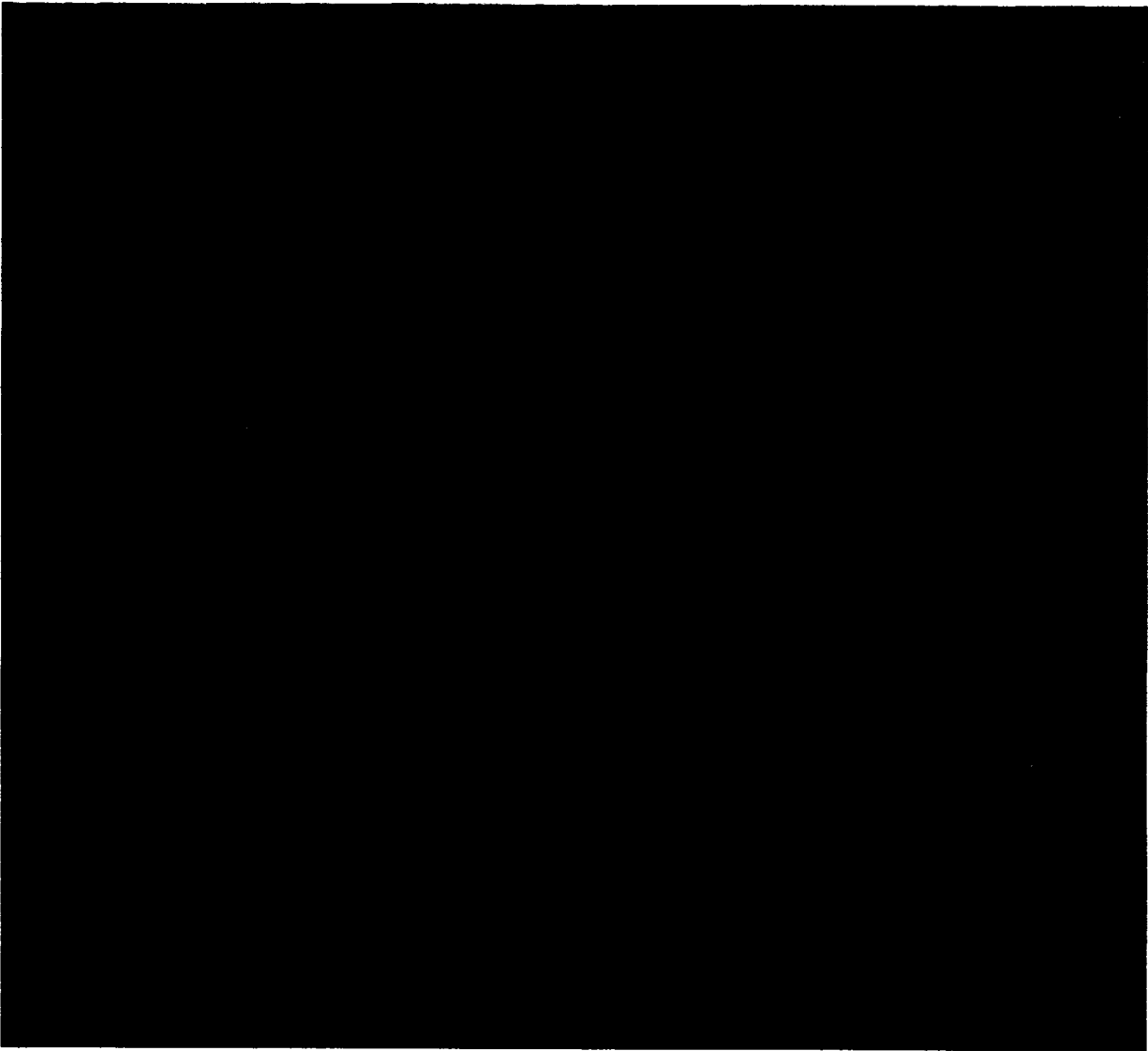
なお、支給制限は、所轄監督署長が当該傷病の程度を増悪させ、又は回復を妨

げたと認めた日以後において支給事由の発生した休業（補償）給付又は傷病（補償）年金について行うこと。

## Ⅱ 労災保険給付に関する支給制限事例

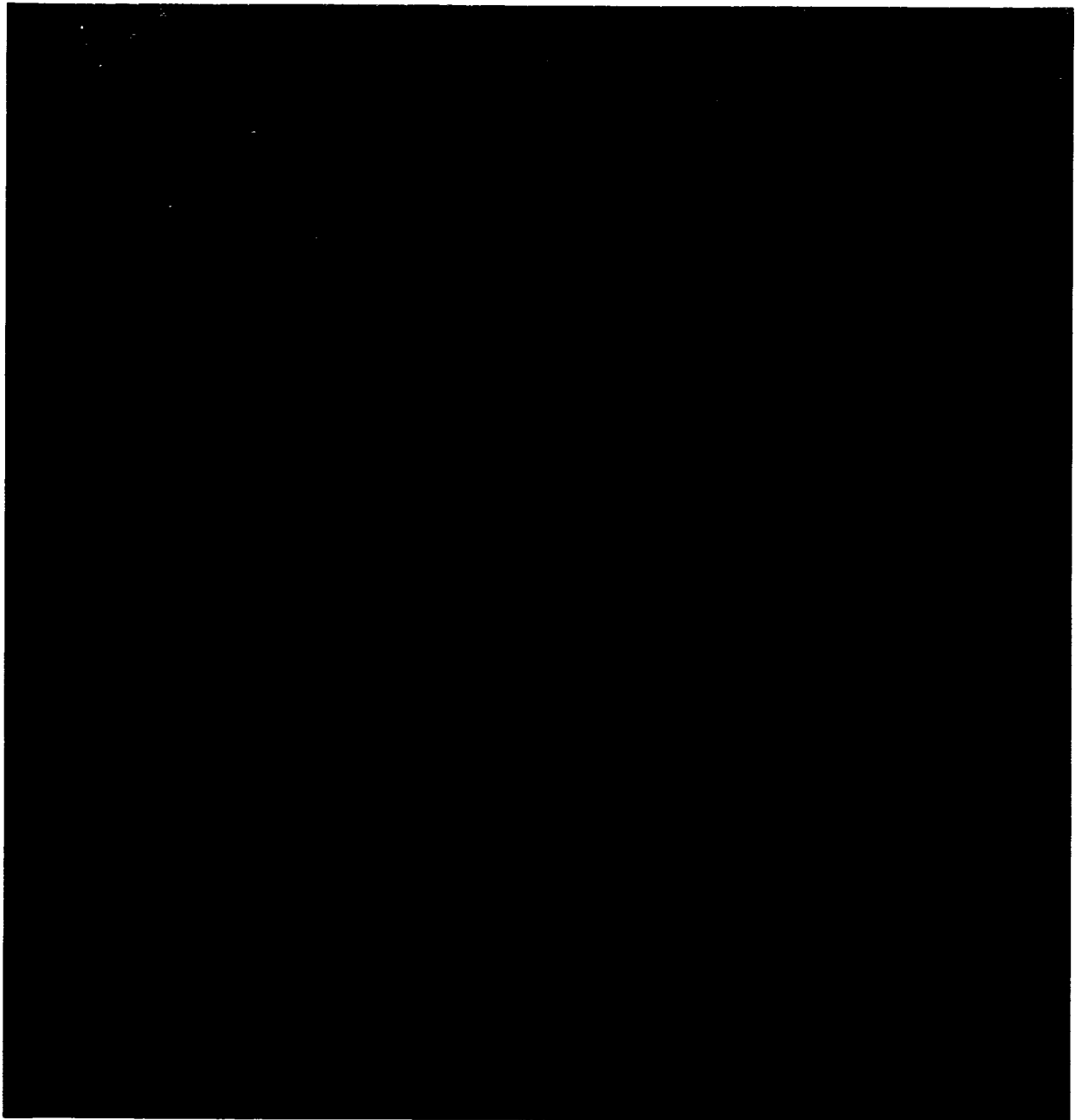
### 1 労働者の故意による事故（第1項）







2 労働者の故意の犯罪行為若しくは重大な過失による事故（第2項前段）



- 3 労働者が正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたとき（第2項後段）

### Ⅲ 労災保険給付に関する費用徴収制度

#### 1 関係条文

【労働者災害補償保険法第31条〔費用徴収〕】

- ① 政府は、次の号のいずれかに該当する事故について保険給付を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、業務災害に関する保険給付にあつては労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、通勤災害に関する保険給付にあつては通勤災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に関する保険給付に相当する同法の規定による災害補償の価額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。
- 一 事業主が故意又は重大な過失により徴収法第4条の2第1項の規定による届出であつてこの保険に係る保険関係の成立に係るものをしていない期間（政府が当該事業について徴収法第15条第3項の規定による決定をしたときは、その決定後の期間を除く。）中に生じた事故
  - 二 事業主が徴収法第10条第2項第1号の一般保険料を納付しない期間（徴収法第26条第2項の督促状に指定する期限後の期間に限る。）中に生じた事故
  - 三 事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故（第2項以下略）

#### 2 費用徴収の規定の意義

第1項は、事業主からの特別の費用徴収について定めており、

- ① 事業主が故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届の提出を怠っていた期間中に発生した業務災害又は通勤災害について保険給付を行った場合
- ② 事業主が概算保険料を納付しない期間中に発生した業務災害又は通勤災害について保険給付を行った場合
- ③ 事業主の故意又は重大な過失によって発生した業務災害について保険給付を行った場合

には、事業主の注意を促すため、政府はその保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる旨を規定したものである。

このうち、③の事業主の故意又は重大な過失によって発生した業務災害（第31条第1項第3号）の取扱いは次のとおりである。

#### 3 費用徴収（第31条第1項第3号）の運用

##### (1) 費用徴収（第31条第1項第3号）の事由

法第31条第1項第3号の規定は、事業主（事業主に代わって危険防止に関する事項を管理する責任者を含む。）が次のイからハに該当する場合に適用すること。

なお、当該事故の発生原因が他の行政庁の主管する危険防止に関する事項に係るものである場合には、当該行政庁の意見を求めて処理することを要するが、その回答が事故発生後6か月以内に得られなかった場合には、それまでの調査資料に基づいて独自に判断して差し支えないこと。

イ 法令に危険防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事

業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき。

ロ 法令に危険防止のための直接的措置が規定されているが、その規定する措置が具体性に欠けている場合に、事業主が監督行政庁より具体的措置について指示を受け、その措置を講ずることを怠ったために事故を発生させたと認められるとき。

ハ 法令に危害防止のための措置が規定されていないが、事故発生の危険が明白かつ急迫であるため、事業主が監督行政庁より直接的かつ具体的な措置について指示を受け、その措置を講ずることを怠ったために事故を発生させたと認められるとき。

(2) 費用徴収の運用（第31条第1項第3号）

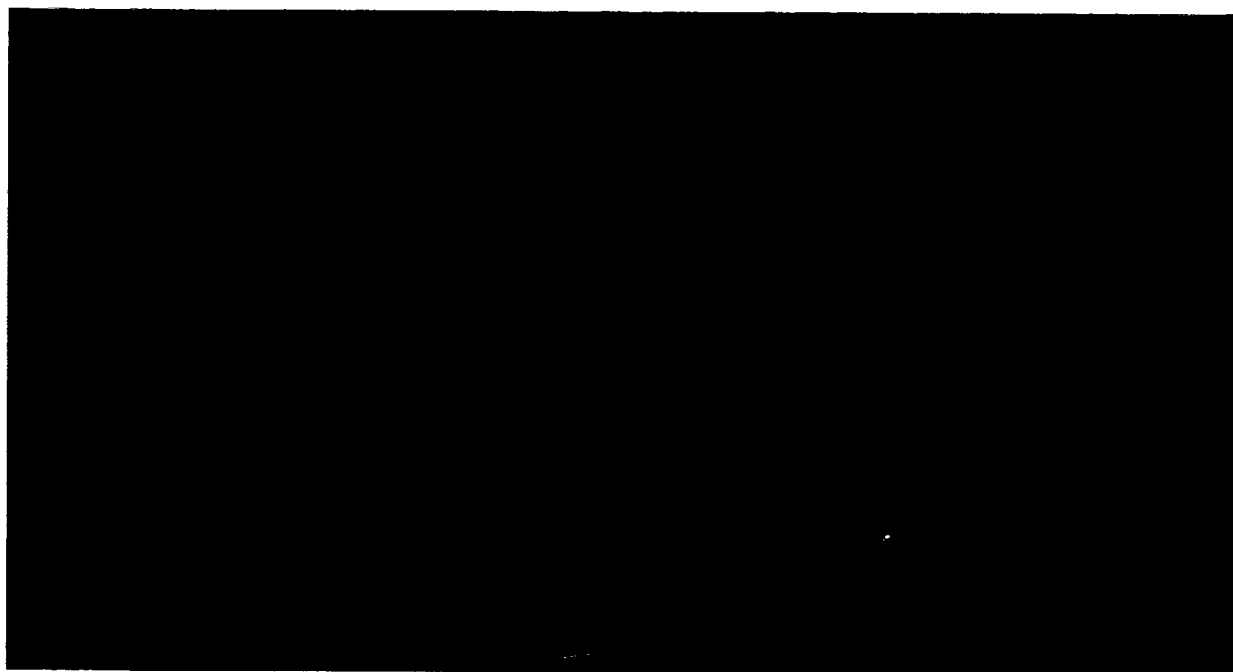
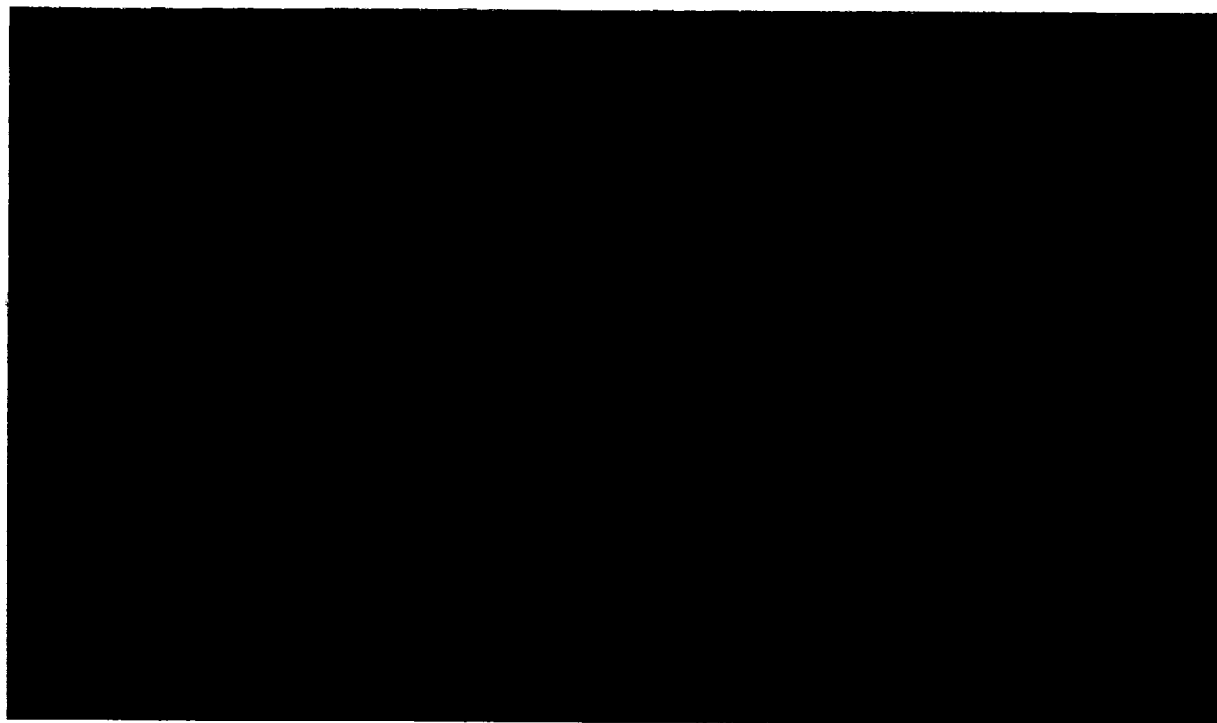
法第31条第1項第3号の規定による費用の徴収は、当該事故に係る休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、遺族補償給付及び葬祭料（再発に係るものを除く。）について、支給の都度行うこと。ただし、この場合、療養を開始した日（即死の場合は事故発生の日）の翌日から起算して3年以内の期間において支給事由の生じたものに限る（年金給付については、この期間に支給事由が生じ、かつ、この期間に支給すべき保険給付に限る。）。

(3) 徴収金の価額

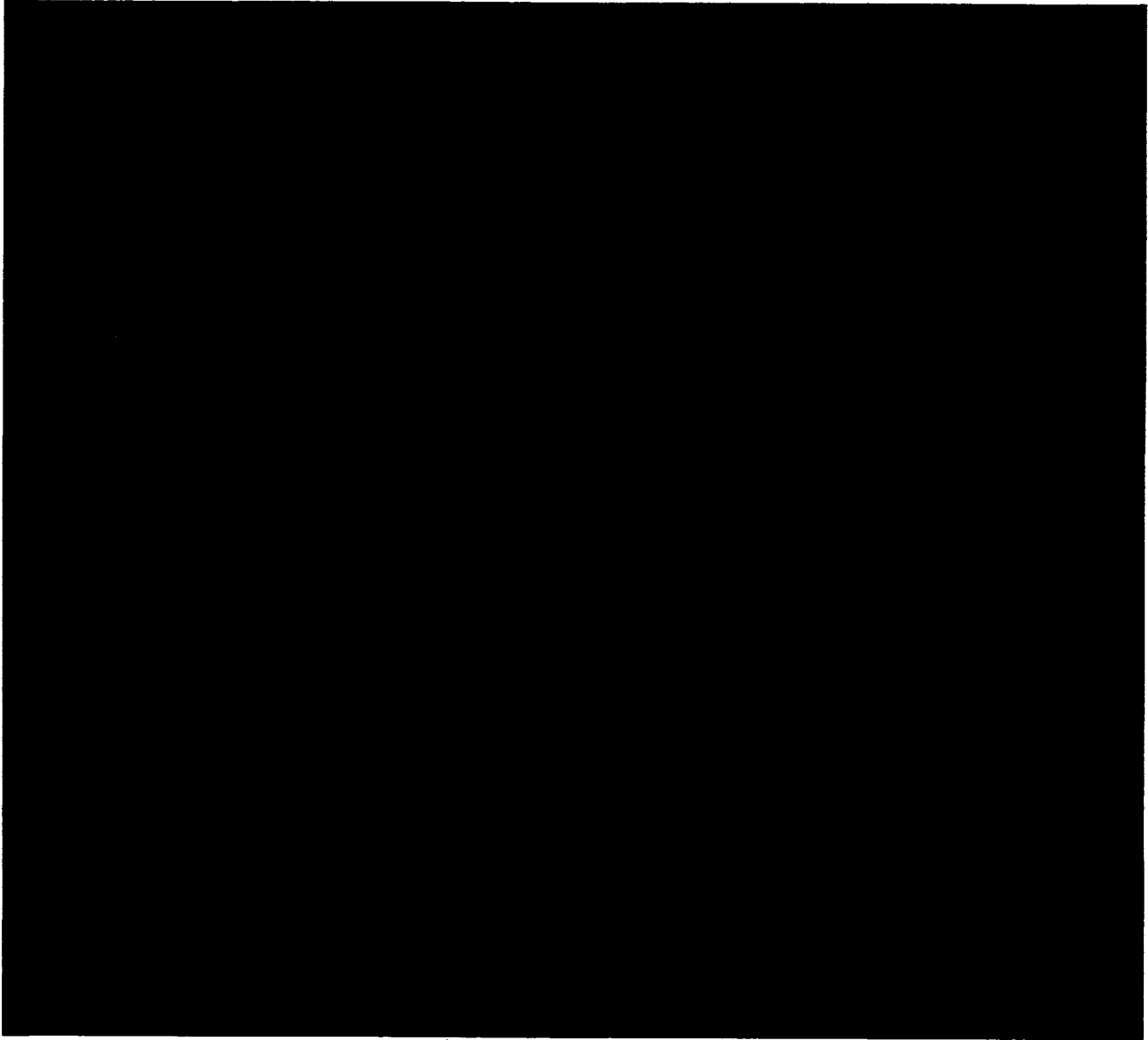
徴収金の価額は、前記(2)の保険給付の額に相当する額の30%

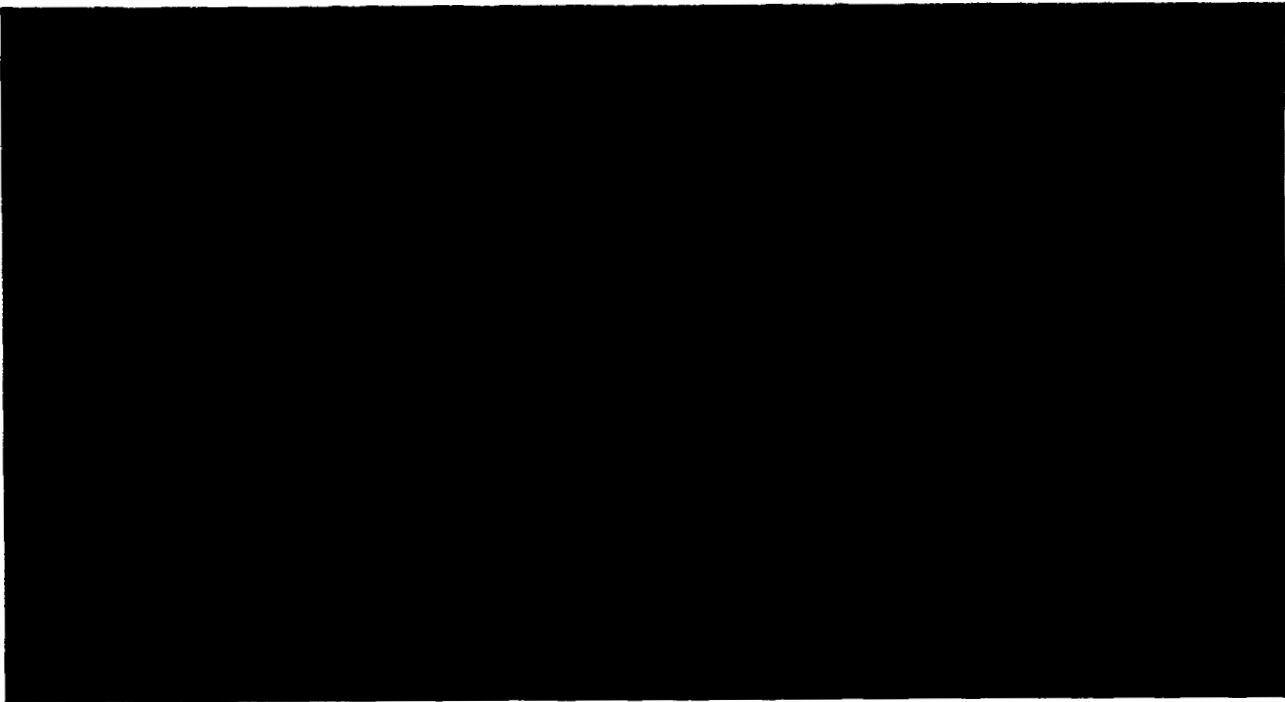
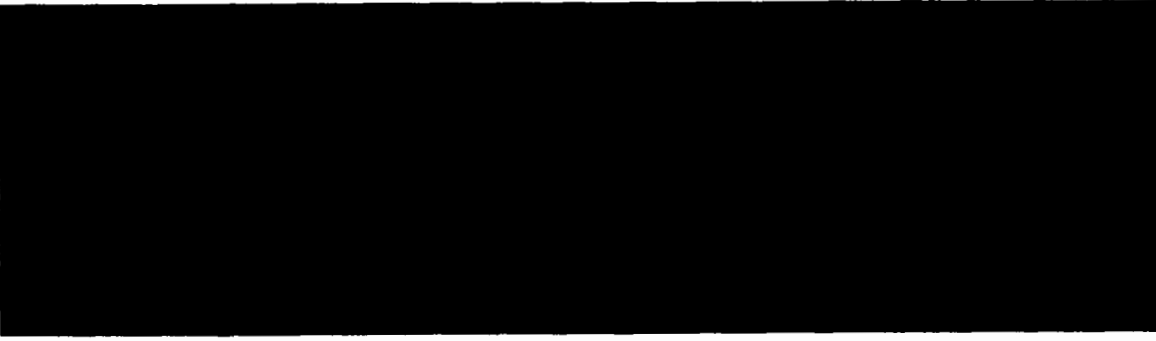
#### IV 労災保険給付に関する費用徴収事例

- 1 法令に危険防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき



- 2 法令に危険防止のための直接的措置が規定されているが、その規定する措置が具体性に欠けている場合に、事業主が監督行政庁より具体的措置について指示を受け、その措置を講ずることを怠ったために事故を発生させたと認められるとき



- 
- 3 法令に危害防止のための措置が規定されていないが、事故発生の危険が明白かつ急迫であるため、事業主が監督行政庁より直接的かつ具体的な措置について指示を受け、その措置を講ずることを怠ったために事故を発生させたと認められるとき
- 

## V 参考（本事例集の支給制限及び費用徴収事例の要点）

前記Ⅱ（支給制限事例）及びⅣ（費用徴収事例）等の事例の要点は以下のとおりであるが、実際の個々の事案の判断においては、軽々に判断することなく、事故の災害発生原因等を十分検討の上、判断する必要がある。

### 1 支給制限（労災保険法第12条の2の2）

(1) 故意の事故（第1項） → 不支給

(2) 故意の犯罪行為、重過失による事故（第2項前段）

→ 不支給又は支給制限

〔休業（補償）給付、障害（補償）給付の3割〕

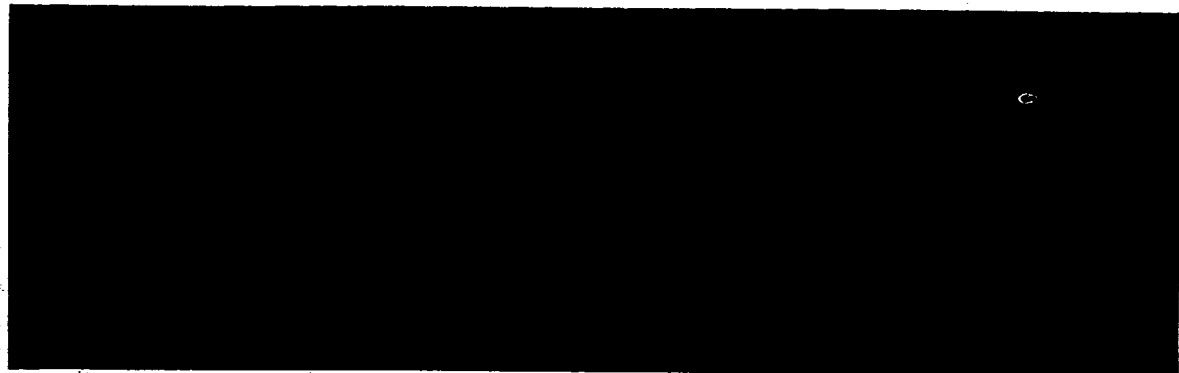
※再発に係るものを除く

#### <事例の要点>

（交通事故関係）

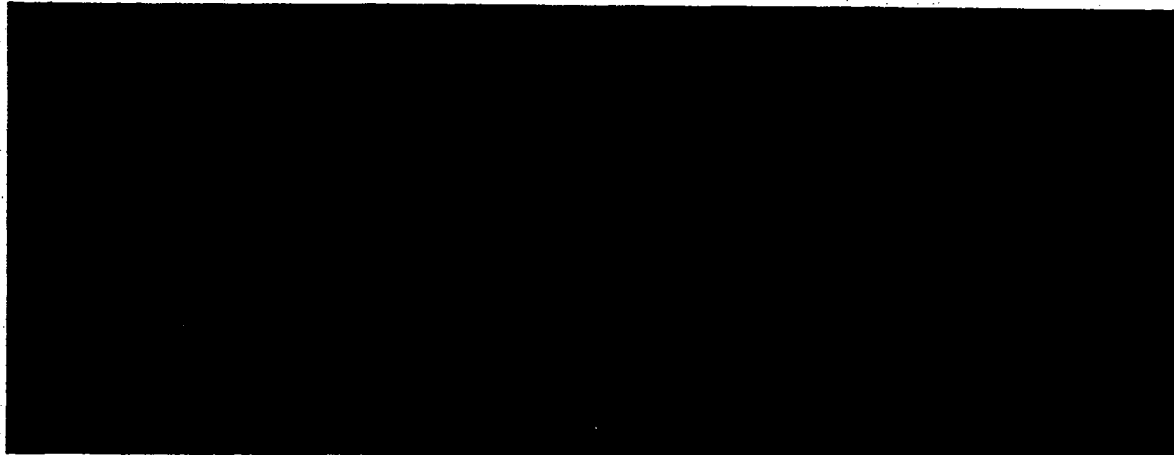
#### イ 飲酒運転等

事故発生の直接原因が飲酒運転によるものと認められ、道路交通法違反により以下の処分を受けた場合

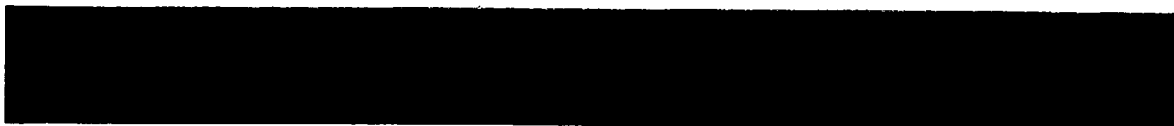


#### ロ 無免許運転

事故発生の直接原因が無免許運転によるものと認められ、道路交通法違反に問われ処分を受けた場合



#### ハ 違反を原因とした重大事故





(3) 療養の指示に従わず負傷等の程度が増悪（第2項後段）

→ 支給制限

〔休業（補償）給付 10日分〕  
〔傷病（補償）年金 10/365〕

## 2 費用徴収（労災保険法第31条）

(1) 保険関係未成立（第1項第1号）

→ 費用徴収

〔休業（補償）給付、障害（補償）給付、遺族（補償）給付、傷病（補償）年金及び葬祭料（葬祭給付）の4割〕

(2) 保険料滞納（第1項第2号）

→ 費用徴収

〔休業（補償）給付、障害（補償）給付、遺族（補償）給付、傷病（補償）年金及び葬祭料（葬祭給付）〕×滞納率

※再発に係るものを除く

(3) 故意又は重大な過失による災害（第1項第3号）

→ 費用徴収

〔休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、傷病補償年金及び葬祭料〕の3割

※再発に係るものを除く